

# 火災共済の特色

## ①掛金が安い

営利を目的としないので、掛金が安く、経費の節減に役立ちます。

## ②支払いが早い

万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。

## ③剰余金は契約者に還元

協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当などで契約者に還元されます。

## 火災共済の標語

「火災共済かけるあなたの事業愛」  
「国も県も共にすすめる火災共済」  
「火災共済みんな掛け合い助け合い」  
「忘れるな火災共済と火の用心」  
「火災共済かけて安心伸びゆく企業」  
「安い掛金高い安心の火災共済」

※ご契約のお申し込みやお問い合わせは、組合または代理所へご連絡ください。



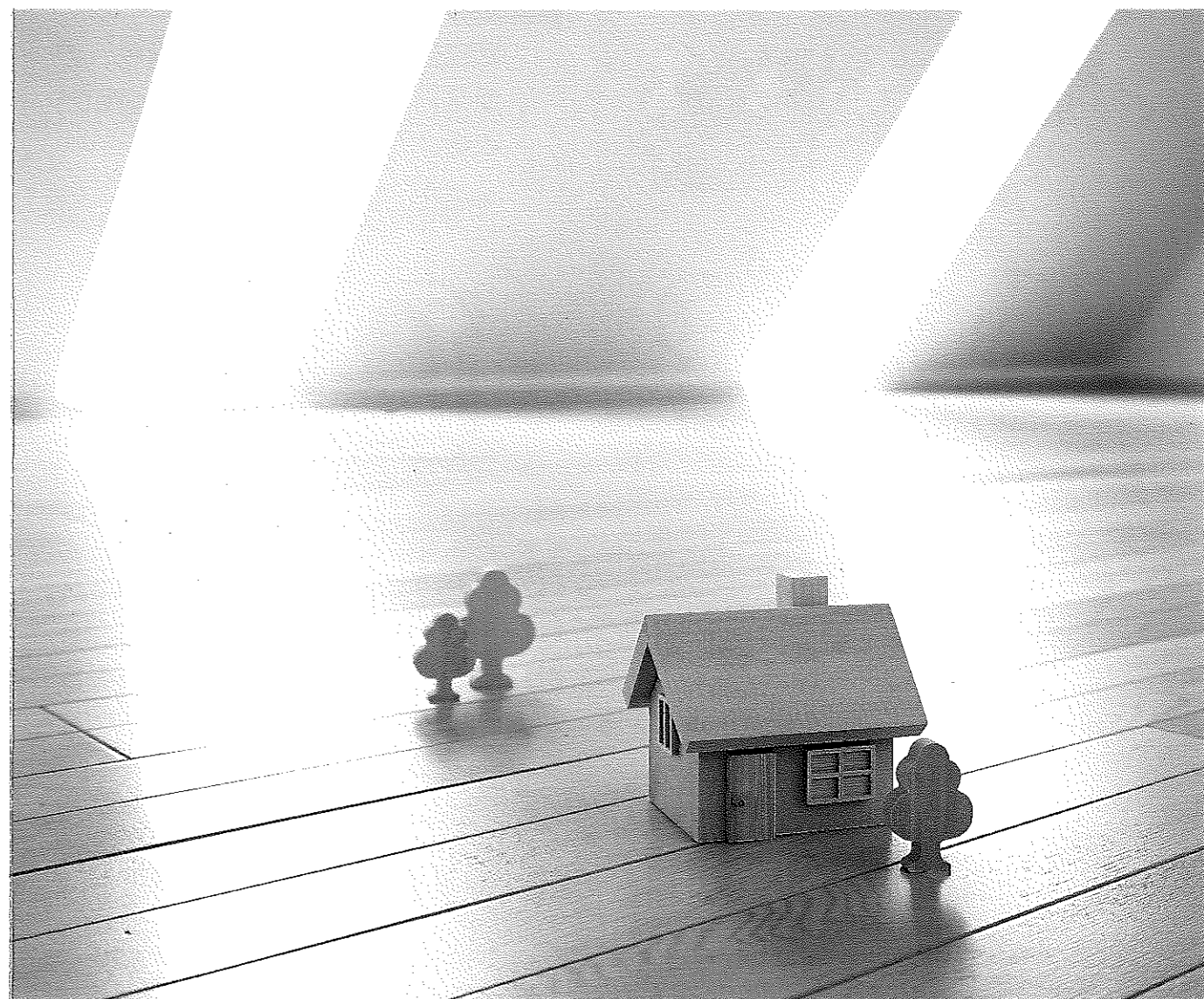
富山県火災共済協同組合

〒930-0002 富山市新富町2-4-22 TEL 076(432)1685

取扱代理所

富山県氷川町1-1-1 協栄ビル  
新築組工業部  
電話 0766(84)5110  
FAX 0766(84)5245

# 安心を明日につなぐ 普通火災共済



富山県火災共済協同組合

# 保障の範囲がぐーんとワイドに

時価額いっぱい契約すると有利です

# 普通火災共済

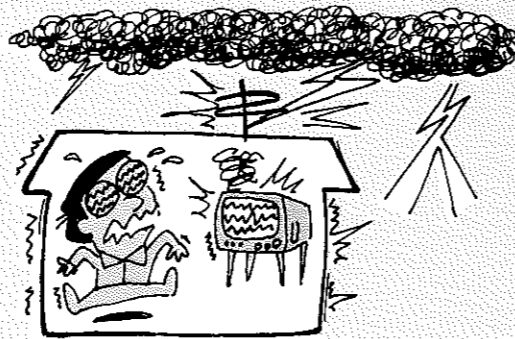
※下記の保障範囲は、普通火災共済の住宅・普通物件にのみ適用されます。

## 1 火災



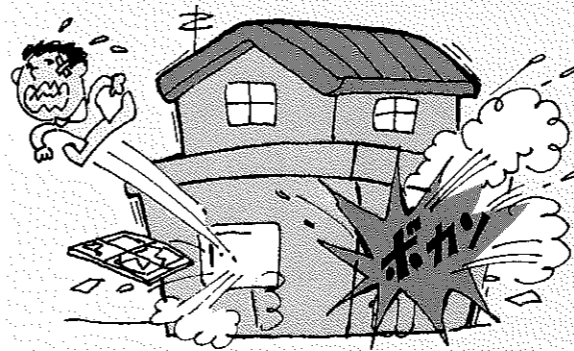
## 2 落雷

落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき。



## 3 破裂・爆発

ボイラの破裂やプロパンの爆発などにより損害が生じたとき。



## 4 風災・雪災

台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により、建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき。



## 5 臨時費用

①～④の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。

※ただし、1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。

## 6 残存物取片づけ費用

①～④の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。



## 7 失火見舞費用

①または③の事故で他人の所有物に損害を与えたとき「20万円×被災世帯数」をお支払いいたします。

※ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

## 8 傷害費用

①～④によって共済金が支払われる場合に、契約者または親族、使用人に次の被害があったとき。

死亡・後遺障害(事故の日から180日以内) 共済金額の30%  
重傷(14日以上入院または30日以上医師の治療) 共済金額の2%

※住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です。  
非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1構内ごとに5,000万円が限度です。

## 9 地震火災費用

地震・噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき

(イ)建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき。

(ロ)家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき。

(ハ)共済の目的が設備、什器または商品・製品の場合は、これらの収容する建物等が半焼以上となったとき。

共済金額×5%

(ただし1構内ごとに300万円が限度です)

## 10 修理付帯費用

①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件に限りです。

(1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)

## 11 損害防止費用

①～③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。

(例)応援消防隊のガソリン代、食事代、消火薬剤等の再取得費用

## ●共済金額の自動復元

①～④の事故による共済金のお支払額が80%以下の場合は

共済金額は減額されません。